

第10回大月市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年10月25日(木) 午後2時00分から午後3時00分
- 2 開催場所 大月市民会館4階会議室
- 3 出席委員
 - 1番 志村 喜光 2番 小林 良次 3番 山田 政文
 - 5番 葛木 正彦 4番 佐藤 總明 6番 天野 千明
 - 7番 梶原 勝 8番 西村 恒男 9番 矢頭 恵造
 - 11番 米山 義一 12番 小俣 民男 13番 和田 廣行
 - 14番 佐藤 孝義
- 4 欠席委員
 - 10番 山崎 公江
- 5 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 報告第11号 農地法第5条の規定による許可の返戻願いの件
 - 日程第4 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を求める件
議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件
 - 日程第5 報告第12号 転用確認証明交付に対する報告
 - 日程第6 その他
- 6 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 坂本 和彦 主幹 竹下 仁 事務補助 平山 正幸
- 7 会議の概要
 - 事務局 それでは、互礼を行います。ご起立をお願いします。
礼。ご着席ください。
ただ今より平成30年第10回農業委員会総会を開催致します。
会長あいさつ。
 - 会長 本日は秋晴れの中で、何かとお忙しい中平成30年の第10回大月市農業委員会委員総会を招集致しましたところ、皆様のご出席誠にありがとう

ございます。

10月も下旬になりまして朝夕の寒さも身に染みるところでございます。日中との寒暖差も益々激しくなり体調の管理には十分注意したいところでございます。

さて、9月来から実施して参りました農地調査の方も大変ご苦労様でございました。集計結果の方は出てないようでございますが、各地の耕作放棄地は大分進んでいるのではないかというふうな感じがします。今後も皆様方のご協力を頂きながら減少に勤めて参りたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

本日の案件は、3条、5条ということでございますので、皆様方のご協力を頂きましてスムーズな総会が進行できますようによろしくお願ひ申し上げます。

事務局 開会宣告、お願いします。

会長 本日は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき、議長を会長にお願ひ致します。

議長 それでは、規則に従い、議長を務めさせて頂きます。着席のまま議事を進めさせて頂きます。

総会を開始するにあたり、皆様をお願いします。会議中の発言は、全て挙手の上、指名を受けましてからお願ひ致します。

議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、5番 葛木正彦委員、7番 梶原 勝委員を指名致します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2、会期の決定を致します。

本総会の会期は一日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【異議なしの声】

異議がありませんので、本日、一日と決定致します。

日程第3 報告事項

議長 日程第3、議事に入ります。

報告第11号、農地法第5条の規定による許可の返戻の件を上程致します。

事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、報告致します。本来報告事項は諮問案件が済んでからということですが、次にあります第3条の申請に係ることですので、ここで報告をお願い致します。

報告第11号、農地法第5条の規定による許可の返戻願についてです。

対象地は、●●●。面積は●●●m²です。

願い出人は、○○○です。

平成○年、個人住宅を建設する目的で、農地転用の許可を取得しましたが、妻の実家に入ることになり、住宅を建設する必要がなくなったため、許可証を返戻したい、という願い出がありました。

時間が大分経っておりますが、農地を売却するに当たり、適切な地目にするため、許可証を返戻したいという願い出です。

住宅を建てるために、5条の転用許可をもらったが、住宅は建たなかったため、農地として売却したい、そのために許可証は返したい、ということです。

以上、報告いたします。

議長 ただ今の報告につきまして、何か質疑はございますか。

【異議なしの声】

日程第4 審議事項

議長 それでは、ないようですので日程第4、議案第23号、農地法3条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程致します。

申請番号1について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、4ページの地図と5ページの写真を合わせてご覧頂きたい
と思います。

申請地は、●●●、面積は●●●㎡です。先ほど、5条許可証が返戻
された農地ですが、合筆されて1筆になっています。地目は、畑です。

譲渡人は、○○○です。譲受人は、○○○です。

申請地は、●●●の南西、●●●の北東に位置し、農振農用地外です。

申請理由は、農業経営の拡大です。譲渡人より自宅横の農地を買い入
れ、野菜等の栽培をする計画です。

現地調査では、3ページの写真のとおり、現在作付けはされていない
ものの耕作可能な農地でした。

ここで、譲受人の○○○についてですが、広くて地図は載せられませ
んでしたが、●●●地区等に●●●㎡の農地を所有し耕作をしていま
す。一部野菜栽培と多くの桑畑を有しており、刈取りは依頼しながら自
らで管理しており、農業者の資格を有していると思います。

以上、ご審議をお願いします。

議長 続きまして、地区担当委員に現地調査の及び補足説明をお願い致しま
す。3番山田政文委員お願い致します。

山田委員 今月15日月曜日、会長及び市担当職員の皆さんと現場を見てきま
した。特に問題はないと思います。

ご審議の方よろしくお願い致します。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただ今の説明につきまして
質疑のある方は挙手を願います。

ございませんか。

【異議なしの声】

それでは異議がないようですから採決を致します。賛成の方は挙手を
お願い致します。

はい。ありがとうございます。全員賛成ですので許可と決定致します。

議長 次に申請番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは6ページの地図と7ページ上段の写真を合わせてご覧頂きた
いと思います。

申請地は、●●●です。面積は合計で●●●㎡です。地目は、畑及び田です。

譲渡人は、○○○です。譲受人は、○○○です。

申請地は、●●●号を北上し●●●北側に点在しています。

申請理由は、農業経営の拡大です。○○である譲渡人より○○に当たる譲受人に無償で贈与し、野菜等の栽培をする計画です。現地調査では7ページの写真のとおり現在一部耕作され管理されている農地でした。

ここで、申請者の○○○についてですが、7ページ下段の写真のとおり鳥沢地区に●●●㎡の農地を所有し耕作をしているということで、農業者の資格を有していると思われませんが、ご審議の方をよろしくお願い致します。

議長 続きます。地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。3番山田政文委員お願い致します。

山田委員 この件につきましても、会長及び事務局と現地に行って確認をしてきました。今、事務局から説明があったとおりの内容でございます。よろしくご審議をお願い致します。

議長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、質疑のある方は挙手を願います。いかがですか。

【異議なしの声】

質疑がないようですから採決を致します。賛成の方は挙手をお願い致します。

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので許可と決定致します。

議長 それでは、議案第24号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件を議題と致します。

申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号1番、9ページの地図と10ページの写真を合わせてご覧頂きたいと思えます。

申請地は、●●●、地目は畑です。面積は●●●㎡です。

賃貸人は、〇〇〇。賃借人は〇〇〇です。

申請地は、●●●号沿い、●●●に位置する第2種農地で、農振農用地外です。

周囲の状況は、北面は道路、他の3面は農地となっています。

転用理由は、太陽光発電施設の建設です。

この土地については、地図の●●●という農地ですけど、この農地について今年5月の申請で許可を得ていましたが、工事着工に当たり、西側の傾斜がきつく設置が不可能ということで、今年の8月に計画変更の申請がされ、この場において計画変更の申請が許可相当とされ、県の方で計画変更の許可がおりたところです。そのためここで改めての5条の申請となります。本委員会では計画変更については許可相当となっております。

現在、この土地は、多年草が繁茂して周囲も耕作は困難な農地です。

書類審査及び現地調査を行いました。資金の裏付け等問題はありませんでした。

以上、ご審議をお願いします。

議長 それでは、続きまして地区担当委員に現地調査及び補足説明をお願い致します。3番山田政文委員お願い致します。

山田委員 2回現地調査で、先月も行ったんですけども、10ページの写真は春先の写真かと思われます。現状は、歩道はあるんですけど葛葉が占領していて歩きにくいような状況になっておりまして、太陽光発電事態は転化の問題とかいろいろあるんですが、ここの場合は歩けないような状態になっていて太陽光もいいのかなという感想なんです。特に問題ないかと思います。

ご審議の方よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。事務局と担当委員の説明が終わりました。ただ今の説明につきまして質疑のある方は挙手を願います。

ございませんか。

【異議なしの声】

それでは、質疑がないようですから採決致します。賛成の方は挙手を

お願い致します。

はい。ありがとうございました。全員賛成ですので許可相当と決定致します。

議 長
事 務 局

次に申請番号2について、事務局に説明を求めます。

11ページの地図と12ページの写真を合わせてご覧頂きたいと思えます。

申請地は、●●●、地目は畑です。面積は●●●㎡です。

賃貸人は、○○○。賃借人は○○○です。

申請地は、●●●の南200mに位置する第2種農地で、農振農用地外です。

周囲の状況は、東面は道路、北面は貸し人の住宅、南面は宅地、西面は貸し人の農地となっています。

転用理由は、工場の建設です。

借り人である○○○は、●●●にある●●●等の製造を手掛ける会社で、○○にあたる貸し人から賃貸借で土地を借り入れ、●●●の製造工場を新たに建設する計画です。しかし、12ページの写真のように宅地のようになっており、経緯書が出されていますので、読み上げます。

(読み上げ)

以上、ご審議をお願いします。

議 長

続きまして、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。7番、梶原 勝委員お願い致します。

梶原委員

15日に事務局、会長と一緒に現地調査を致しました。

事務局の説明のとおりですが、話を聞くと、この土地に明治の頃から建てられた住宅があり、平成〇年頃に市道の拡張工事に当たり、この住宅を取り壊し、屋敷跡として使用し、その土地が農地であることに気付かないでいたということです。この度、工場として土地を貸すことになり農地であることが判明し農地転用の申請に至ったとのことであります。

尚、周辺には家が建っていて隣接農地への支障はありませんので、始末書も提出されていますので、よろしくご審議の方お願い致します。

議 長

はい。ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、質疑のある方は挙手を願います。

【異議なしの声】

それでは、質疑がないようですから採決致します。賛成の方は挙手を願います。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

日程第5 報告事項

議 長 続きまして、日程第5、報告第12号、転用確認証明交付に対する報告を上程します。事務局に報告を求めます。

事務局 それでは、平成30年9月11日から10月10日までの間の転用確認の申請は2件です。

番号1、●●●、申請者は、申請理由は、住宅への進入路です。

続きまして、番号2、●●●、申請者は○○○、申請理由は個人住宅です。

両者とも14ページの写真とおり、現地を確認を致しまして、証明書を発行しております。

以上、報告致します。

議 長 ただ今の報告について、何か質疑がございますか。

【異議なしの声】

ないようですので日程第6、その他を議題と致します。

事務局から何かございますか。

日程第6 その他

事務局から

1. 11月14日の農業委員・推進委員総会の出席について
2. 多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度について

薦木委員から

- 利用状況調査において、農地ではない道路が調査地番にあるがこれはどういうことかとの質問があり、公有地については道路法が優先することから、登記をせずに農地として残っている土地もある旨、事務局から説明。

議長 本日の日程は全て終了致しました。議事進行にご協力ありがとうございました。

それでは、職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 長時間に渡りまして慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年第10回の大月市農業委員会総会を閉会致します。ご協力ありがとうございました。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

平成30年10月25日